

秋田市地域公共交通協議会事務局処務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市地域公共交通協議会設置要綱第8条の規定に基づき、秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること
- (3) 協議会の財務に関すること。
- (4) 協議会の処務に関すること。
- (5) 広報および広聴に関すること。
- (6) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に、事務局長、事務局次長その他の職員を置く。

2 前項に定める職員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が任命する。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 前2項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(会長の決裁事項)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付すべき事項に関すること。
- (2) 協議会の予算および決算の調整に関すること。
- (3) 規程等の制定改廃に関すること。
- (4) その他重要と認める事項に関すること。

(専決事項等)

第6条 協議会の運営における各職位の事案の処理権限等に関しては、秋田市の例によるものとする。この場合において、「市長」とあるのは「会長」と、「副市長」とあり、および「部長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局次長」とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 事務局の事務の取扱方針に関すること。

(2) 各種資料等の調整に関すること。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する者がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第8条 事務局における文書の收受、発送、処理、保存その他の文書の取扱いは、秋田市の例によるものとする。

(公印)

第9条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、使用区分、管理者および個数は、別表のとおりとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月 日 から施行する。

別表（第9条関係）

名称	ひな形	寸法	書体	使用区分	管理者	個数
秋田市地域 公共交通協 議 会 長 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 秋田市地域 公共交通協 議 会 長 印 </div>	方17ミリ メートル	れい書	会長名を もって発 する文書	事務局 長	1

秋田市地域公共交通協議会事務局処務規程新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、秋田市地域公共交通協議会設置要綱第8条の規定に基づき、秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、秋田市地域公共交通協議会設置要綱第6条第3項の規定に基づき、秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下 (略)</p>

秋田市地域公共交通協議会委員の報酬および費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市地域公共交通協議会規約第9条の規定に基づき、秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の委員の報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 秋田市地域公共交通協議会設置要綱第3条に規定する委員（同条第1号、第3号および第6号の委員ならびに第2号の道路管理者を除く。）が協議会の会議に出席した場合に報酬を支払うこととし、その額は日額7,000円とする。

(費用弁償)

第3条 協議会の会長および委員ならびに監査員が、協議会の職務を行うために秋田市以外の地域に出張したときは、費用弁償として、秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田市条例第5号）に規定する市長等の受ける旅費に相当する額を支給する。

(支給方法)

第4条 前条に規定する報酬および費用弁償の支給方法は、秋田市の例による。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、報酬および費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月 日 から施行する。

秋田市公共交通協議会委員の報酬および費用弁償に関する規程新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>秋田市<u>地域</u>公共交通協議会委員の報酬および費用弁償に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、秋田市<u>地域</u>公共交通協議会規約第9条の規定に基づき、秋田市<u>地域</u>公共交通協議会（以下「協議会」という。）の委員の報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 秋田市<u>地域</u>公共交通協議会設置要綱第<u>3</u>条に規定する委員（<u>同条</u>第1号、<u>第3</u>号および第6号の委員ならびに第2号の道路管理者を除く。）が協議会の会議に出席した場合に報酬を支払うこととし、その額は日額7,000円とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>秋田市公共交通協議会委員の報酬および費用弁償に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、秋田市公共交通協議会規約（以下「規約」という。）<u>第9条第2項</u>の規定に基づき、秋田市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の委員の報酬および費用弁償の額ならびにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 秋田市公共交通協議会設置要綱第<u>2</u>条に規定する委員（<u>ただし、第2条</u>第1号および第3号および第6号の委員ならびに第2号の道路管理者を除く）が協議会の会議に出席した場合に報酬を支払うこととし、その額は日額7,000円とする。</p> <p>以下 (略)</p>

秋田市地域公共交通協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田市地域公共交通協議会設置要綱第7条の規定により、秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴券の交付)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。ただし、報道関係者については、この限りではない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 鉢巻き、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者。
- (4) ラジオ、拡声機、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音をすることにつき協議会の会長（以下「会長」という。）の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 張り紙を掲げるなど示威行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影および録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(係員の指示)

第6条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない旨の決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月 日から施行する。

秋田市公共交通協議会会議傍聴規程新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>秋田市<u>地域</u>公共交通協議会会議傍聴規程 (趣旨) 第1条 この規程は、秋田市<u>地域</u>公共交通協議会設置要綱第7条の規定により、秋田市<u>地域</u>公共交通協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。 以下 (略)</p>	<p>秋田市公共交通協議会会議傍聴規程 (趣旨) 第1条 この規程は、秋田市公共交通協議会設置要綱第5条の規定により、秋田市公共交通協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。 以下 (略)</p>